⑸　横浜環状南線　公田インターチェンジ工事（以下､「本工事」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する工事である。

⑹　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者との価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　参考額　本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は35百万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は430億円程度（税込み）を想定している。

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記４⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記４⑷に示す技術提案書の提出の時までに、工事種別「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1500点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1400点以上である者による２者若しくは３者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「2　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記２⑵に示す条件を満たす場合を除く。)

⑷　審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域３（関東支社が所掌する区域)」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。

ただし､技術提案書提出期限日の翌日から、建設工事に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む)においては、東日本高速道路株式会社が本工事に関し、特に競争参加を認める場合を除く。

⑸　審査基準日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

なお、単体及び特定ＪＶの代表者にあっては「同種工事」を、特定ＪＶの代表者以外の者にあっては「同種工事」又は｢同種工事(緩和)｣の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

①　同種工事

内空面積（代表値）250㎡以上ある開削で施工した半地下構造の工事

②　同種工事（緩和）

内空面積（代表値）120㎡以上ある開削で施工した半地下構造の工事

また、上記「①同種工事」及び「②同種工事（緩和)」のいずれも、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満の工事

ロ）国､地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

⑹　審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者を技術協力業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者は競争参加希望者に所属する者とする。

①　資格要件

設計管理技術者は、以下に示すａからｄのいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当、ＲＣＣＭ相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。)認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。)建設振興課）を受けている必要がある。

ａ　技術士［総合技術監理部門(「建設―道路」)又は総合技術監理部門(「建設―施工計画、施工設備及び積算」)］の資格を有し技術士法による登録を行っている者

ｂ　技術士［建設部門(「道路」)又は建設部門(「施工計画、施工設備及び積算」)］の資格を有し技術士法による登録を行っている者

ｃ　ＲＣＣＭ［「道路部門」又は「施工計画、施工設備及び積算」］に合格し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者。

なお、ＲＣＣＭに合格している者が、ＲＣＣＭ資格制度による登録ができない立場にいる者についてもＲＣＣＭと同等の能力を有している者として認めるものとする。

ｄ　土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（地盤・基礎分野）又は１級土木技術者（地盤・基礎分野))のいずれかの資格を有している者

②　経験

設計管理技術者は、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種業務の施工経験又は設計経験を有すること。

なお、施工経験又は設計経験に係る当該同種業務を共同企業体の構成員として実施した場合は、出資の割合(出資比率)が20％以上である場合に限り施工経験又は設計経験として認める。

また、施工経験又は設計経験における従事役職・期間は問わない。

同種業務

開削で施工した半地下構造の工事の施工経験又は設計経験

なお、上記２⑸のイ）又はロ）に該当する工事は施工経験として認めない。

⑺　審査基準日において、下記に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。

①　主任技術者又は監理技術者が、当該建設工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業)に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

また、特定ＪＶの場合は、すべての構成員の技術者が資格を有すること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。

ただし、施工経験に係る当該同種工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工経験として認める。

なお、施工経験における従事役職・期間は問わない。

また、施工経験を有する者が現場代理人のみである場合、その者は①に示す資格を有している者でなければならない。

さらに、特定ＪＶの場合は構成員のうち１者の技術者が施工経験を有していれば良い。

同種工事

内空面積（代表値）120㎡以上ある開削で施工した半地下構造の工事

また、上記２⑸のイ）又はロ）に該当する工事は施工経験として認めない。

③　専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３か月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

⑻　審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑼　審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記⑻に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑽　審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（同一の者が複数の特定ＪＶの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。)。